

## 技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援助成金交付要綱

### (通則)

第1条 技能五輪全国大会・全国アビリンピック選手育成支援助成金（以下「助成金」という。）は、技能五輪全国大会及び全国アビリンピック（以下「大会」という。）に出場するための選手育成・強化に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、大会に出場するための選手育成・強化に要する経費の一部を助成する事業（以下「助成事業」という。）の手続き等を定め、もってその助成事業の適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、愛知県内に事業所等を有し、次の各号のいずれかを満たす者とする。ただし、愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であることを要す。

- 一 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する企業）
- 二 学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校）（愛知県立のものを除く）
- 三 職業訓練施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項、第25条に規定するもの）（愛知県立のものを除く）
- 四 職業訓練法人
- 五 競技職種等関係団体
- 六 社会福祉法人
- 七 大会出場を目指す訓練を実施する団体
- 八 その他知事が特に必要と認める者

### (交付対象訓練)

第4条 助成金の交付対象となる訓練は、前条の交付対象者が次の各号に掲げる者を愛知県の選手として大会に出場させるために実施する技能向上訓練（以下「訓練」という。）とする。

- 一 技能五輪全国大会への出場を目指す場合は、大会開催年に23歳以下の者であること。ただし、「メカトロニクス」職種、「和裁」職種及び「情報ネットワーク施工」職種については、大会開催年に24歳以下の者であること。

- 二 全国アビリンピックへの出場を目指す場合は、大会開催年の4月1日現在で15歳以上の者であること。
- 2 前項に掲げる訓練は、前条に規定する交付対象者が本来業務として実施するものは交付対象としない。

(交付対象経費)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、前条に規定する訓練を実施するために直接必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。ただし、訓練の受講者が大会出場の権利を喪失した日以降の経費は対象外とする。

- 一 訓練指導を行う外部講師に対する謝金、旅費
- 二 訓練用材料、消耗品等の購入費
- 三 会場借料、訓練用器工具等借料
- 四 外部講習会等への参加費（受講料、講習会開催地への往復旅費等）
- 五 その他訓練の実施に必要なと知事が認めた経費

(助成金額)

- 第6条 助成金額は、大会出場目標年度及び競技職種・種目（以下「競技職種等」という。）ごとに、前条に規定する助成対象経費から千円未満を切り捨てた額、又は150,000円のいずれか低い額とし、一の申請者において複数の大会出場目標年度又は競技職種等の訓練を行う場合には、大会出場目標年度及び競技職種等ごとに算出した額の合計額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、予算の範囲内で支給限度額を定めることができるものとする。

(交付申請)

- 第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合及び消費税法における納税義務者とならない者で訓練の遂行に支障をきたす恐れがある場合については、この限りではない。

(交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その内容が適正と認められるものについて助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（申請の取り下げ）

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、交付決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（交付決定の取消）

第10条 知事は、助成事業者が、規則第16条第1項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

二 第11条第1項に規定する申請書の提出又は第14条に規定する報告書の提出を怠ったとき。

2 前項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に基づく取消しをしたときには、速やかに助成事業者に通知するものとする。

4 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。この場合において、助成事業者は、規則第18条の規定により加算金及び遅延利息を県に納付しなければならない。

（計画の変更承認）

第11条 助成事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 助成金の交付決定を受けた訓練の内容を著しく変更しようとするとき

二 訓練の受講者が大会出場の権利を喪失し、訓練の内容を変更しようとするとき

三 助成対象経費の合計額の20パーセントを超えて助成対象経費を変更しようとするとき

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 知事は、前項の規定により交付決定の内容の変更をしたとき又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載した書面により変更承認申請をした助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)により、速やかに知事に申請してその承認を受けなければならない。

(助成事業者に係る変更及び事業の承継)

第13条 助成事業者は、申請書記載事項のうち、所在地、名称及び代表者に変更があったときは、速やかに変更届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 助成事業者が組織変更した場合には、事業承継届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第14条 助成事業者は、助成事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第15条 知事は、前条に基づく実績報告書を受理した場合は、報告書等の書類の審査及び調査を行い、その報告に係る助成事業の内容が助成金の交付の決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(様式第8号)により助成事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第16条 助成事業者は、前条に定める通知を受理したときは、助成金請求書(様式第9号)を作成し、7日以内に知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により請求書を提出した助成事業者に対して、助成金を交付する。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 第7条第2項ただし書の規定による申請をした助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合も含む)は、消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(検査等)

第18条 知事は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において助成金の使途について必要な指示をし、報告書の提示を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(帳簿の備付等)

第19条 助成事業者は、助成金に係る収入及び支出を明確にした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。